

下松市指名競争入札に係る設計図書等ダウンロード配布実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下松市が発注する入札手続き事務に係る負担軽減等を図るため、設計積算に必要な資料（以下「設計図書等」という。）を下松市ホームページからダウンロードによる配布の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる入札)

第2条 下松市が発注する指名競争入札に付するものを対象とする。

(配布対象者)

第3条 指名競争入札の指名通知を受けた者を対象とする。

(配布内容)

第4条 設計図書等の配布内容は、設計積算に必要な入札通知書、現場説明書、入札条件及び指示事項、各種仕様書、入札説明書、設計書、数量総括表並びに図面等とし、ファイル形式は、原則としてPDFファイルとする。

(ダウンロード方法)

第5条 ダウンロード方法は、下松市ホームページサイト内の指定アドレスよりできるものとするが、パスワードを必要とする。パスワードは入札通知書に記載し、ファクシミリで入札参加者に通知するものとする。なお、取得したパスワードは決して第三者に教えてはならない。

(設計図書等の公開期間)

第6条 下松市ホームページで設計図書等を公開する期間は、入札通知日の翌日から入札日までとするが、入札通知を受けた者はすみやか（原則2日以内）にダウンロードを行い、十分な見積期間を確保して設計図書等をよく確認したうえで適正な見積りを行うものとする。

(設計図書等の取扱い)

第7条 ダウンロードした設計図書等は、設計積算のみに使用するものとし、入札終了後はダウンロードした者の責任において、ダウンロードしたファイルの消去又は紙媒体等へ印刷した場合は、裁断等により適正に処分するものとする。

2 設計図書をダウンロードしようとする者又はダウンロードした者は、他のダウンロード者についての調査等をしてはならない。調査等が行われたことを確認した場合は、市長は、当該行為に係る者が参加を予定している入札参加資格の取り消し又は入札を中止することができるものとする。

(その他)

第 8 条 設計図書等の配布は、原則ダウンロードで行う。ただし、ダウンロードが困難な場合は、紙媒体での配布も可能とする。

2 質問書は、設計を所管する課に持参又はファクシミリにより提出することができる。

3 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に指名通知を行う建設工事から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 1 月 1 日から施行し、同日以後に指名通知を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に指名通知を行う建設工事等から適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行し、同日以後に指名通知を行う入札から適用する。